



# 鳥取県公報

平成17年 2月25日(金)  
第 7 6 6 4 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

<b>告 示</b>	生活保護法による介護機関の指定 (101) (福祉保健課) ..... 1
	児童福祉法による指定居宅支援事業者の事業所の変更の届出 (102) (障害福祉課) ..... 2
	児童福祉法による指定居宅支援の事業の廃止の届出 (103) (＃) ..... 2
	身体障害者福祉法による指定居宅支援事業者の事業所の変更の届出 (104) (＃) ..... 2
	身体障害者福祉法による指定居宅支援の事業の廃止の届出 (105) (＃) ..... 3
	知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の事業所の変更の届出 (106) (＃) ..... 3
	知的障害者福祉法による指定居宅支援の事業の廃止の届出 (107) (＃) ..... 4
	土地改良区の定款の変更の認可 (108) (耕地課) ..... 4
	土地改良事業の協議の適否の決定 (109) (＃) ..... 4
	土地改良区の役員の就退任 (2件) (110・111) (八頭地方農林振興局) ..... 5
	植栽管理業務の指名競争入札に参加する者に必要な資格等 (112) (管理課) ..... 6
	急傾斜地崩壊危険区域の指定 (113) (治山砂防課) .....10
<b>選管告示</b>	政治団体の収支に関する報告書の一部改正 (2件) (15・16) .....11
<b>調達公告</b>	公募型指名競争入札の実施 (4件) (管理課) .....13
	一般競争入札の実施 (集中化推進室) .....22

## 告 示

### 鳥取県告示第101号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成17年 2月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
有限会社すみれ会	米子市西福原九丁目6-20	ケアステーションすみれ会	米子市西福原九丁目6-20	訪問介護	平成17年 1月 6日

**鳥取県告示第102号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の20の規定に基づき、指定居宅支援事業者から指定に係る児童居宅生活支援事業を行う事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第21条の23の規定により次のとおり告示する。

平成17年 2月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	児童居宅生活支援事業を行う事業所の名称	児童居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	児童居宅支援の種類	変更年月日
社会福祉法人地域でくらす会	米子市内町122	ヘルパーステーション蔵まち	倉吉市幸町529	居宅介護	平成16年12月1日

**鳥取県告示第103号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の20の規定に基づき、指定居宅支援事業者から指定居宅支援の事業を廃止した旨の届出があったので、同法第21条の23の規定により次のとおり告示する。

平成17年 2月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	児童居宅生活支援事業を行う事業所の名称	児童居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	児童居宅支援の種類	廃止年月日
社会福祉法人岸本町社会福祉協議会	西伯郡伯耆町大殿1030 - 1	社会福祉法人岸本町社会福祉協議会居宅介護事業所	西伯郡伯耆町大殿1030 - 1	居宅介護	平成17年 1月31日
社会福祉法人溝口町社会福祉協議会	西伯郡伯耆町溝口281 - 2	社会福祉法人溝口町社会福祉協議会居宅介護事業所	西伯郡伯耆町溝口281 - 2	〃	〃

**鳥取県告示第104号**

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の20の規定に基づき、指定居宅支援事業者から指定に係る身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第17条の23の規定により次のとおり告示する。

平成17年 2月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の名称	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	身体障害者居宅支援の種類	変更年月日
社会福祉法人地域でくらす会	米子市内町122	ヘルパーステーション蔵まち	倉吉市幸町529	居宅介護	平成16年12月1日

## 鳥取県告示第105号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の20の規定に基づき、指定居宅支援事業者から指定居宅支援の事業を廃止した旨の届出があったので、同法第17条の23の規定により次のとおり告示する。

平成17年 2月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の名称	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	身体障害者居宅支援の種類	廃止年月日
社会福祉法人岸本町社会福祉協議会	西伯郡伯耆町大殿1030 - 1	社会福祉法人岸本町社会福祉協議会居宅介護事業所	西伯郡伯耆町大殿1030 - 1	居宅介護	平成17年1月31日
〃	〃	社会福祉法人岸本町社会福祉協議会身体障害者デイサービスセンター	西伯郡伯耆町大殿1032 - 1	デイサービス	〃
社会福祉法人溝口町社会福祉協議会	西伯郡伯耆町溝口281 - 2	社会福祉法人溝口町社会福祉協議会居宅介護事業所	西伯郡伯耆町溝口281 - 2	居宅介護	〃

## 鳥取県告示第106号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の20の規定に基づき、指定居宅支援事業者から指定に係る知的障害者居宅生活支援事業を行う事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第15条の23の規定により次のとおり告示する。

平成17年 2月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	知的障害者居宅生活支援事業を行う事業所の名称	知的障害者居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	知的障害者居宅支援の種類	変更年月日
社会福祉法人地域でくらす会	米子市内町122	ヘルパーステーション蔵まち	倉吉市幸町529	居宅介護	平成16年12月1日

**鳥取県告示第107号**

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の20の規定に基づき、指定居宅支援事業者から指定居宅支援の事業を廃止した旨の届出があったので、同法第15条の23の規定により次のとおり告示する。

平成17年 2月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	知的障害者居宅生活支援事業を行う事業所の名称	知的障害者居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	知的障害者居宅支援の種類	廃止年月日
社会福祉法人岸本町社会福祉協議会	西伯郡伯耆町大殿1030 - 1	社会福祉法人岸本町社会福祉協議会居宅介護事業所	西伯郡伯耆町大殿1030 - 1	居宅介護	平成17年 1月31日
社会福祉法人溝口町社会福祉協議会	西伯郡伯耆町溝口281 - 2	社会福祉法人溝口町社会福祉協議会居宅介護事業所	西伯郡伯耆町溝口281 - 2	〃	〃

**鳥取県告示第108号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定に基づき、関金土地改良区の定款の変更を平成17年 2月18日認可したので、同条第 3 項の規定により告示する。

平成17年 2月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県告示第109号**

米子市が行う土地改良事業（基盤整備促進事業四ヶ村堰地区農業用排水）の協議については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成17年 2月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

## 2 縦覧に供する期間

平成17年 2月25日から同年 3月17日まで

## 3 縦覧に供する場所

米子市役所

## 4 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

**鳥取県告示第110号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり西郷中央土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成17年 2月25日

鳥取県八頭地方農林振興局長 近 藤 元

## 退任した役員の氏名及び住所

理 事	田 淵 稔	鳥取市河原町本鹿117
"	田 中 稔	鳥取市河原町小畑85
"	坂 本 孝 行	鳥取市河原町牛戸86
"	倉 信 洋 二	鳥取市河原町天神原416
"	田 中 劭	鳥取市河原町中井103 - 4
"	中 家 健 二	鳥取市河原町中井250 - 1
"	右 近 清 美	鳥取市河原町本鹿287
"	田 中 積	鳥取市河原町湯谷157
監 事	谷 口 秀	鳥取市河原町小畑163
"	田 淵 愿	鳥取市河原町本鹿15

平成15年 3月17日退任

## 就任した役員の氏名及び住所

理 事	田 淵 稔	鳥取市河原町本鹿117
"	田 中 稔	鳥取市河原町小畑85
"	坂 本 孝 行	鳥取市河原町牛戸86
"	倉 信 洋 二	鳥取市河原町天神原416
"	中 家 健 二	鳥取市河原町中井250 - 1
"	右 近 清 美	鳥取市河原町本鹿287
"	田 中 積	鳥取市河原町湯谷157
監 事	谷 口 秀	鳥取市河原町小畑163
"	田 淵 愿	鳥取市河原町本鹿15

平成15年 3月18日就任 任期 3年

**鳥取県告示第111号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規程に基づき、次のとおり西郷中央土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成17年 2月25日

鳥取県八頭地方農林振興局長 近 藤 元

## 退任した役員の氏名及び住所

理 事	田 中 稔	鳥取市河原町小畑85
"	中 家 健 二	鳥取市河原町中井250 - 1

平成16年 3月17日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 吉 岐 文 彦 鳥取市河原町中井263 - 6  
" 谷 口 愛一郎 鳥取市河原町小畑159  
平成16年3月18日就任 任期 平成18年3月17日まで

### 鳥取県告示第112号

平成17年度及び平成18年度において県が締結する植栽管理業務（県の計画に基づき草木を植え、栽培されている植物を管理する業務をいう。以下同じ。）の委託（以下「委託業務」という。）に関する契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）、その審査申請手続等について次のとおり定められたので、告示する。

平成17年2月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 1 対象業務

県が管理する施設（県が管理する国道を含む。）の植栽管理業務とする。

#### 2 入札参加資格要件

入札参加資格は、次に掲げる要件をすべて満たす者に対し付与する。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 3の(1)により提出する書類に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者でないこと。

#### 3 申請手続

##### (1) 提出書類

ア 入札参加資格の申請の際現に平成15年鳥取県告示第669号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく役務の提供に係る資格（以下「役務提供資格」という。）を有している者にあつては、平成17・18年度植栽管理委託業務入札参加資格審査申請書（様式第1号）及び役務提供資格の認定書の写し

イ 役務提供資格を有していない者にあつては、平成17・18年度植栽管理委託業務入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類

(ア) 法人にあつては、入札参加資格の申請の日の直前の営業年度に関する貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類

(イ) 個人にあつては、入札参加資格の申請の日の直前に作成した貸借対照表及び損益計算書

(ウ) 次に掲げる国税及び地方税に未納がないことを証する納税証明書（平成16年4月1日以降に交付されたものに限る。）

a 法人にあつては、法人税、消費税及び地方消費税（延滞金及び加算金を含む。以下同じ。）に係るもの（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式（以下「第9号書式」という。）その3の3）並びに鳥取県の県税（延滞金及び加算金を含む、地方消費税を除く。以下同じ。）に係るもの

b 個人にあつては、所得税、消費税及び地方消費税に係るもの（第9号書式その3の2）並びに鳥取県の県税に係るもの

(エ) 法人にあつては、商業登記簿の謄本の写し（平成17年3月7日以降に申請する場合にあつては、当該法人の登記事項証明書も可）（入札参加資格の申請前3月以内に発行されたものに限る。）

(オ) 入札の参加等の権限を委任する場合は、その旨の委任状（年間を通じて委任する場合に限る。）

##### (2) 提出に係る留意事項

ア 入札参加資格を得ようとする者は、(1)の書類の正本各1部を(5)の提出先に提出すること。

イ 提出した書類の内容に変更を生じた場合は、平成17・18年度植栽管理委託業務入札参加資格審査申請事項変更届(様式第2号)及び変更箇所を修正した書類を(5)の提出先に速やかに提出すること。

(3) 提出期間及び時間

平成17年 月 日( )から平成19年2月28日(水)までの日(日曜日、土曜日及び行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)に規定する行政機関の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで。ただし、初回発注分の委託業務の契約に係る指名競争入札に参加しようとする場合は、平成17年3月15日(火)までに提出すること。

(4) 提出方法

(5)の提出先に持参、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者(以下「信書便事業者」という。)による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)により提出すること。

なお、郵送又は信書便による提出は、書留郵便又は信書便事業者の提供する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによることとする。

(5) 提出先

鳥取県県土整備部管理課建設業係(〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 電話0857-26-7347、7454)

4 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査の結果については、文書により通知する。

5 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を付与された日から平成19年3月31日(次に掲げる場合にあっては、それぞれに定める日)までとする。

(1) 入札参加資格を付与された者が、2に掲げる要件のいずれかに該当しないこととなった場合知事が当該事実を確認した日の前日

(2) 平成19年度及び平成20年度の委託業務の入札参加資格、その審査申請手続等が平成19年2月1日までに告示されない場合 当該告示の日から起算して60日を経過した日

様式第1号

## 平成17・18年度 植栽管理委託業務入札参加資格審査申請書

受付番号

鳥取県知事 様

平成17年度及び平成18年度において鳥取県が締結する委託業務の契約に係る指名競争入札に参加したいので、次のとおり申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

年 月 日

申請者 (主たる 営業所)	(フリガナ) 所在地 (本社)	〒 ー 電話番号 ー ー ファクシミリ ー ー 都・道・府・県
	(フリガナ) 商号又は名称	
	(フリガナ) 代表者名	役職名 氏名 印
	(フリガナ) 担当者名	氏名

〈全技術者数〉

在籍数
人

注意事項

- 1 1級及び2級造園施工管理技士並びに1級及び2級技能士(造園)の資格を取得している人数を記載すること。
- 2 同じ者が複数の資格を取得している場合でも、人数は、1人として計算すること。

〈技術者等〉

資格名	在籍数
1級造園施工管理技士	人
2級造園施工管理技士	人
1級技能士(造園)	人
2級技能士(造園)	人

注意事項

- 1 同一人物が等級区分(1級と2級等)を保有している場合については、上位となる資格のみを計上し、下位となる資格は重複して計上しないこと。ただし、技能士(造園)と造園施工管理技士の両方の資格を取得している場合には、両方に計上すること。
- 2 本表に記載した資格の証として、資格者証、合格証明書等を添付すること。

様式第2号

平成17・18年度 植栽管理委託業務入札参加資格審査申請事項変更届

鳥取県知事 様

年 月 日

所 在 地  
商号又は名称  
代表者氏名



入札参加資格の審査に係る申請書類に変更がありましたので、次のとおり届け出ます。

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日

注意事項

- 1 提出部数は、2部とすること。
- 2 変更事項に係る変更内容を証する書面(原本又はその写し)を添付すること。

## 鳥取県告示第113号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び各地方県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成17年 2月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

1

## (1) 名称

栗谷町B地区急傾斜地崩壊危険区域

## (2) 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱8号を結んだ線に囲まれた区域

土 地	標 柱
鳥取市栗谷町61 - 22	1号
鳥取市栗谷町61 - 21	2号から4号まで
鳥取市栗谷町61 - 13	5号及び6号
鳥取市栗谷町61 - 6	7号
鳥取市栗谷町61 - 20	8号

2

## (1) 名称

大江第二地区急傾斜地崩壊危険区域

## (2) 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱13号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱13号を結んだ線に囲まれた区域のうち森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項の規定により指定された保安林を除いた区域

土 地	標 柱
八頭郡船岡町大字大江字和庄谷口102	1号
八頭郡船岡町大字大江字和庄谷下モ平2122	2号
八頭郡船岡町大字大江字和庄谷116	3号
八頭郡船岡町大字大江字和庄谷下モ平2113	4号
八頭郡船岡町大字大江字西小谷2129 - 1	5号及び6号
八頭郡船岡町大字大江字西小谷2130	7号
八頭郡船岡町大字大江字前村56 - 4	8号
八頭郡船岡町大字大江字前村54 - 1	9号
八頭郡船岡町大字大江字前村46地先道路敷	10号
八頭郡船岡町大字大江字前村78 - 2	11号
八頭郡船岡町大字大江字和庄谷口88	12号
八頭郡船岡町大字大江字和庄谷口96地先水路敷	13号

## 選挙管理委員会告示

### 鳥取県選挙管理委員会告示第15号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、田村耕太郎政策研究会から訂正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、平成15年鳥取県選挙管理委員会告示第94号（政治団体の収支に関する報告書の要旨について）の一部を次のように改正する。

平成17年 2月25日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
政治団体の名称 田村耕太郎政策研究会	政治団体の名称 田村耕太郎政策研究会
資金管理団体の 田村耕太郎	資金管理団体の 田村耕太郎
届出をした者の氏名	届出をした者の氏名
資金管理団体の 参議院議員	資金管理団体の 参議院議員
届出に係る公職の種類	届出に係る公職の種類
報告年月日 平成15年 2月 5日	報告年月日 平成15年 2月 5日
1 収入・支出の総額	1 収入・支出の総額
(1) 収入総額 <u>3,551,658円</u>	(1) 収入総額 <u>1,551,658円</u>
ア 略	ア 略
イ 本年收入額 <u>3,500,005円</u>	イ 本年收入額 <u>1,500,005円</u>
(2) 略	(2) 略
2 収入・支出の内訳	2 収入・支出の内訳
(1) 収入の内訳	(1) 収入の内訳
寄附（政党匿名寄附を除く）	寄附（政党匿名寄附を除く）
（内訳別掲）	（内訳別掲）
個人からの寄附 1,500,000円	個人からの寄附 1,500,000円
<u>政治団体からの寄附 2,000,000円</u>	
小 計 <u>3,500,000円</u>	
寄附合計 <u>3,500,000円</u>	
その他の収入	その他の収入
10万円未満の収入 5円	10万円未満の収入 5円
合 計 <u>3,500,005円</u>	合 計 <u>1,500,005円</u>
[寄附の内訳]	[寄附の内訳]
個人からの寄附	個人からの寄附
（寄附者の氏名） （金額） （住所）	（寄附者の氏名） （金額） （住所）
吉岡利固 1,500,000円 鳥取市	吉岡利固 1,500,000円 鳥取市

政治団体からの寄附			
(寄附者の名称)	(金額)	(事務所の所在地)	
平成研究会	2,000,000円	東京都千代田区	
(2) 略		(2) 略	
合 計	1,500,000円	合 計	1,500,000円
(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	0円)	(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	0円)

## 鳥取県選挙管理委員会告示第16号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、田村耕太郎政策研究会から訂正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、平成16年鳥取県選挙管理委員会告示第76号（政治団体の収支に関する報告書の要旨について）の一部を次のように改正する。

平成17年 2月25日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
政治団体の名称 田村耕太郎政策研究会	政治団体の名称 田村耕太郎政策研究会
資金管理団体の 田村耕太郎	資金管理団体の 田村耕太郎
届出をした者の氏名	届出をした者の氏名
資金管理団体の 参議院議員	資金管理団体の 参議院議員
届出に係る公職の種類	届出に係る公職の種類
報告年月日 平成16年 1月20日	報告年月日 平成16年 1月20日
1 収入・支出の総額	1 収入・支出の総額
(1) 収入総額 6,051,669円	(1) 収入総額 6,051,669円
ア 前年繰越額 2,051,658円	ア 前年繰越額 51,658円
イ 本年收入額 4,000,011円	イ 本年收入額 6,000,011円
(2) 略	(2) 略
2 収入・支出の内訳	2 収入・支出の内訳
(1) 収入の内訳	(1) 収入の内訳
寄附（政党匿名寄附を除く）	寄附（政党匿名寄附を除く）
(内訳別掲)	(内訳別掲)
政治団体からの寄附 4,000,000円	政治団体からの寄附 6,000,000円
その他の収入	その他の収入
10万円未満の収入 11円	10万円未満の収入 11円
合 計 4,000,011円	合 計 6,000,011円
[寄附の内訳]	[寄附の内訳]
政治団体からの寄附	政治団体からの寄附

(寄附者の名称)	(金額)	(事務所の所在地)	(寄附者の名称)	(金額)	(事務所の所在地)
平成研究会	4,000,000円	東京都千代田区	平成研究会	6,000,000円	東京都千代田区
(2) 略			(2) 略		
合 計	2,000,000円		合 計	2,000,000円	
(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	0円)		(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	0円)	

## 調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成17年 2月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 1 工事の概要

(1) 工 事 名 千代大橋右折レーン設置工事

(2) 工事場所 鳥取市古海

(3) 工事内容

本件工事は、鳥取市古海地内の3・3・4号停車場布勢線の千代大橋鋼構造部を補強し、上り下りの2橋を一本化することにより右折レーンの設置工事を行うものである。

(4) 工事の規模、構造等

橋梁補強<sup>りょう</sup>拡幅工

補強工（上り下り2橋の一本化） 243.6メートル

補強材製作架設 59トン

拡幅工（右折レーン設置） 121.8メートル

床版工 118.2立方メートル

(5) 工 期 平成17年3月から平成18年2月28日まで

(6) 予定価格 150,719,100円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

### 2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 鋼構造物工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。

(3) 平成14年鳥取県告示第367号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）又は平成15年鳥取県告示第442号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、鋼橋工事に係るものを有すること。

(4) 建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成14年10月1日から平成15年9月30日（合併、分割又は営業の譲渡の期日等を審査基準日とした経営事項審査にあっては、平成17年3月7日）

までの間にあるものに限る。)の結果における鋼橋上部工事の総合評定値が1,000点以上であること。

(5) 平成17年2月25日(金)から同年3月7日(月)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(6) 平成16年4月1日(木)から平成17年3月7日(月)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者(入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。)でないこと。

(7) 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。

(8) 平成7年度以降に工事が完成し、引渡しの完了している鋼橋上部工の製作から架設までの一連の工事(以下「同種工事」という。)を元請として施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、代表者として施工したものに限る。

(9) 次に掲げる基準をすべて満たす者で、本件工事の架設を実施する期間中、監理技術者として専任で配置することができるものを有すること。

ア 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係(第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、技術資料の提出のあった日の3月以上前から継続しているものをいう。)にある者であること。

イ 平成7年度以降に同種工事を元請として施工した者の監理技術者又は主任技術者(以下「技術者等」という。)として同種工事を施工管理した実績を有する者であること。ただし、共同企業体の構成員として施工した者の技術者等としての実績については、代表者の技術者等としてのものに限る。

ウ 建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の技術検定に合格した者(以下「1級土木施工管理技士」という。)であり、かつ、鋼構造物工事業について、同法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

### 3 技術資料の作成及び提出

#### (1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成17年2月25日(金)から同年3月7日(月)までの間にインターネットのホームページ(<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm>)/<http://www.pref.tottori.jp/nyuusatujouhou/doboku/mokuji.htm>)から入手するものとする。ただし、これによりがたい者には、次により直接交付するものとする。

#### ア 交付期間及び時間

平成17年2月25日(金)から同年3月7日(月)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで

#### イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係(鳥取県庁本庁舎5階)

鳥取市立川町六丁目176 鳥取県鳥取地方県土整備局総務課(東部総合事務所内)

八頭郡郡家町大字郡家100 鳥取県八頭地方県土整備局総務課(八頭総合事務所内)

倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課

米子市鞆町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県土整備局建設総務課

日野郡日野町根雨140-1 鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

#### (2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

#### ア 提出期間及び時間

(1)のイに同じ。

#### イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係(鳥取県庁本庁舎5階)

## ウ 提出方法

持参すること。

## (3) 技術資料の審査

提出された技術資料を審査し、2に掲げる要件をすべて満たしていることが確認された者は、すべて指名する。本件入札の期日、場所等は、当該指名の際に通知する。

## 4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設業係（電話番号0857 - 26 - 7347）とする。

(2) 技術資料が提出されることをもって、提出者に本件入札に参加する意思があるものとみなす。

(3) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(4) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されるところは限らない。

(5) 技術資料その他提出された資料は、返却しない。

(6) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(7) 提出された技術資料は、提出者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(8) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(9) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）第8条の規定による契約保証金を請負代金の額の10分の3以上の額とするとともに、同規則第60条第1項の規定による前金払の額を請負代金の額の10分の2以下の額とする。

(10) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、本件工事の架設を実施する期間中、2の(9)に掲げる者に加え、2の(9)のAに掲げる基準を満たす1級土木施工管理技士を専任で配置することを求める。

(11) 2に掲げる要件を満たす者が1者のみの場合は、本件入札を中止する。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成17年2月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 工事の概要

(1) 工 事 名 9・6・1号布勢総合運動公園公園整備工事（多目的広場4工区）

(2) 工事場所 鳥取市布勢

(3) 工事内容

本件工事は、県立布勢総合運動公園多目的広場の砂床構造のフィールドに芝（ケンタッキーブルーグラス）を播種し、引渡しの日までスポーツ競技用の芝生グラウンドとして最適な状態となるようその養生を行う工事である。

(4) 工事の規模、構造等

芝播種 10,447平方メートル

芝生養生 10,447平方メートル

芝刈り、散水、施肥、薬剤散布、目砂散布、エアレーション（土壌更新作業）、オーバーシード（冬芝の播種）等

(5) 工 期 平成17年3月から同年9月30日まで

(6) 予定価格 17,922,450円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

## 2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 県内に本店を有する者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 造園工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けていること。

(4) 平成14年鳥取県告示第367号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）又は平成15年鳥取県告示第442号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、造園工事のA級に係るものを有すること。

(5) 平成17年2月25日（金）から同年3月8日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(6) 平成16年4月1日（木）から平成17年3月8日（火）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

(7) 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。

(8) 平成7年度以降に業務が完了している、5,000平方メートル以上のグラウンド等に芝を播種し、6ヶ月以上にわたってその養生を行う工事（以下「同種工事」という。）を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、その者の出資比率が20パーセント以上の場合に限る。

(9) 次に掲げる基準をすべて満たす者で、本件工事の施工期間中主任技術者又は監理技術者として専任で配置することができるものを有すること。

ア 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、技術資料の提出のあった日の3月以上前から継続しているものをいう。）にある者であること。

イ 主任技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級又は2級の造園施工管理の技術検定に合格した者であること。

ウ 監理技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の造園施工管理の技術検定に合格した者であり、かつ、造園工事業について同法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

エ 平成7年度以降に同種工事を元請として施工した者の主任技術者又は監理技術者（以下「技術者等」という。）として同種工事を施工管理した実績を有する者であること。ただし、共同企業体の構成員の技術者等として同種工事を施工管理した実績については、出資比率が20パーセント以上の構成員の技術者としてのものに限る。

(10) 次に掲げる芝生の養生に必要な機械を保有し、又はリース期間が減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の規定による耐用年数（以下「法定耐用年数」という）の70パーセント以上（法定耐用年数が10年以上の場合は、60パーセント以上）120パーセント以下であるリース契約（リース料金の総額がリース物件の取得価格と諸費用との合計金額におおむね相当する契約で、中途に解約することが禁止されているものに限る。）により使用していること。

ア 芝刈り機（リールモア（回転巻刃式芝刈り機）又はロータリーモア（プロペラ回転刃式芝刈り機）で、乗用であるものに限る。）

イ 肥料散布機

ウ 動力噴霧機

エ スーパー（刈りかす等の集積機）

### 3 技術資料の作成及び提出

#### (1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成17年2月25日（金）から同年3月8日（火）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm/nyuusatujouhou/doboku/mokuji.htm>）から入手するものとする。ただし、これによりがたい者には、次により直接交付するものとする。

#### ア 交付期間及び時間

平成17年2月25日（金）から同年3月8日（火）までの日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで

#### イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）

鳥取市立川町六丁目176 鳥取県鳥取地方県土整備局総務課（東部総合事務所内）

八頭郡郡家町大字郡家100 鳥取県八頭地方県土整備局総務課（八頭総合事務所内）

倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課

米子市稚町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県土整備局建設総務課

日野郡日野町根雨140-1 鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

#### (2) 技術資料の提出

本件工事に係る入札（以下「本件入札」という。）に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

#### ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

#### イ 提出場所

鳥取市立川町六丁目176 鳥取県鳥取地方県土整備局総務課

#### ウ 提出方法

持参すること。

#### (3) 技術資料の審査

提出された技術資料を審査し、2に掲げる要件をすべて満たしていることが確認された者は、すべて指名するものとする。本件入札の期日、場所等は、当該指名の際に通知する。

### 4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県鳥取地方県土整備局総務課（電話番号0857-20-3593）とする。

(2) 技術資料が提出されることをもって、提出者に本件入札に参加する意思があるものとみなす。

(3) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(4) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されるところは限らない。

(5) 技術資料その他提出された資料は、返却しない。

(6) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(7) 提出された技術資料は、提出者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(8) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められ

るとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

- (9) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）第8条の規定による契約保証金を請負代金の額の10分の3以上の額とするとともに、同規則第60条第1項の規定による前金払の額を請負代金の額の10分の2以下の額とする。
- (10) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、本件工事の施工期間中、2の(9)に掲げる者に加え、2の(9)のAに掲げる基準を満たし、かつ、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の造園施工管理の技術検定に合格した者を専任で配置することを求める。
- (11) 本件工事の施工に当たっては、サッカー競技場などスポーツ競技用の芝生グラウンド（砂床構造のものに限る。）の管理を1年以上の期間にわたり実施した経験を有する者1名を、請負契約を締結した日から30日以内に工事場所に配置し、その後本件工事の施工期間中常駐させなければならない。
- (12) 2に掲げる要件を満たす者が1者のみの場合は、本件入札を中止する。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成17年2月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 工事の概要

- (1) 工 事 名 一般県道岩美インター線地方道路交付金工事（道路改良）（地盤改良工2工区）
- (2) 工事場所 岩美郡岩美町大字岩本から同町大字本庄まで
- (3) 工事内容

本件工事は、一般県道岩美インター線の岩美郡岩美町大字岩本地内から同町大字本庄地内までの区間において、地盤改良工事を行うものである。

### (4) 工事の規模、構造等

#### 地盤改良工事

サンドマット工 1,294平方メートル

ペーパードレーン工 248本

スラリー系攪拌工 83本

粉体噴射攪拌工 227本

### (5) 工 期 着工日から235日間

### (6) 予定価格 118,013,700円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

## 2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 土木工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けていること。
- (3) 平成14年鳥取県告示第367号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）又は平成15年鳥取県告示第442号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、一般土木工事に係るものを有すること。

- (4) 平成17年2月25日(金)から同年3月7日(月)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 平成16年4月1日(木)から平成17年3月7日(月)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者(入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。)でないこと。
- (6) 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。
- (7) 平成7年度以降に工事が完成し、引渡しの完了している、深層混合処理工(スラリー系攪拌工又は粉体噴射攪拌工に限る。以下同じ。)及びパーティカルドレーン工による地盤改良工事(以下「同種工事」という。)を元請として施工した実績(深層混合処理工とパーティカルドレーン工の工事実績が別個の契約による場合を含む。)を有すること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、代表者として施工したものに限る。
- (8) 次に掲げる基準をすべて満たす者で、本件工事の施工期間中主任技術者又は監理技術者(以下「技術管理者」という。)として専任で配置することができるものを有すること。
- ア 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係(第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、技術資料の提出のあった日の3月以上前から継続しているものをいう。)にある者であること。
- イ 主任技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級又は2級の土木施工管理の技術検定に合格した者であること。
- ウ 監理技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の技術検定に合格した者(以下「1級土木施工管理技士」という。)であり、かつ、土木工事業について同法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。
- エ 平成7年度以降に同種工事を元請として施工した者の技術管理者として同種工事を施工管理した実績を有する者であること。ただし、共同企業体の技術管理者として同種工事を施工管理した実績(深層混合処理工とパーティカルドレーン工の工事実績が別個の契約による場合を含む。)については、代表者の技術管理者としてのものに限る。

### 3 技術資料の作成及び提出

#### (1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成17年2月25日(金)から同年3月7日(月)までの間にインターネットのホームページ(<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm/nyuusatujouhou/doboku/mokuji.htm>)から入手するものとする。ただし、これによりがたい者には、次により直接交付するものとする。

#### ア 交付期間及び時間

平成17年2月25日(金)から同年3月7日(月)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで

#### イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県県土整備部管理課建設業係(鳥取県庁本庁舎5階)
鳥取市立川町六丁目176	鳥取県鳥取地方県土整備局総務課(東部総合事務所内)
八頭郡郡家町大字郡家100	鳥取県八頭地方県土整備局総務課(八頭総合事務所内)
倉吉市東巖城町2	鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課
米子市菟町一丁目160	鳥取県西部総合事務所県土整備局建設総務課
日野郡日野町根雨140-1	鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

#### (2) 技術資料の提出

本件工事に係る入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

## ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

## イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係 (鳥取県庁本庁舎 5階)

## ウ 提出方法

持参すること。

## (3) 技術資料の審査

提出された技術資料を審査し、2に掲げる要件をすべて満たしていることが確認された者は、すべて指名するものとする。本件入札の期日、場所等は、当該指名の際に通知する。

## 4 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設業係 (電話番号0857 - 26 - 7347) とする。
- (2) 技術資料が提出されることをもって、提出者に本件入札に参加する意思があるものとみなす。
- (3) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されとは限らない。
- (5) 技術資料その他提出された資料は、返却しない。
- (6) 工事内容に関する説明会は、行わない。
- (7) 提出された技術資料は、提出者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。
- (8) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- (9) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県建設工事執行規則 (昭和48年鳥取県規則第66号) 第8条の規定による契約保証金を請負代金の額の10分の3以上の額とするとともに、同規則第60条第1項の規定による前金払の額を請負代金の額の10分の2以下の額とする。
- (10) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、本件工事の施工期間中、2の(8)に定める者に加え、2の(8)のアに掲げる基準を満たす1級土木施工管理技士を専任で配置することを求める。
- (11) 2に掲げる要件を満たす者が1者のみの場合は、本件入札を中止する。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成17年 2月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 業務の概要

- (1) 業 務 名 一般国道482号 (茗荷谷～淵見バイパス) 橋梁詳細設計委託 (茗荷谷 3号橋)
- (2) 業務場所 八頭郡若桜町大字茗荷谷
- (3) 業務内容

本件業務は、八頭郡若桜町大字茗荷谷地内に整備する一般国道482号の茗荷谷 3号橋の詳細設計を行うものである。

## (4) 業務の概要

橋梁<sup>りょう</sup>詳細設計

P C 2 径間連続 T ラーメン橋

橋長 L = 136メートル

幅員 W = 6.0 (8.0) メートル

## 設計内容

上部工 一式

下部工

逆 T 式橋台 2 基

深礎基礎 (橋台) 1 基

壁式橋脚 1 基

深礎基礎 (橋脚) 1 基

(5) 履行期間 平成17年3月から同年8月31日まで

(6) 予定価格 42,821,100円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

## 2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成14年鳥取県告示第648号 (測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について) 又は平成15年鳥取県告示第700号 (測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について) に基づく入札参加資格 (以下「入札参加資格」という。) のうち、土木関係建設コンサルタント業務に係るものを有すること。

(3) 平成17年2月25日 (金) から同年3月4日 (火) までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 平成16年4月1日 (木) から平成17年3月4日 (火) までの間のいずれの日においても、会社更生法 (平成14年法律第154号) の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法 (平成11年法律第225号) の規定による再生手続開始の申立てが行われた者 (入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。) でないこと。

(5) 県内に入札及び契約の権限を有する事務所又は事業所 (以下「事務所等」という。) を有する者にあつては、次に掲げる基準のいずれかを満たしていること。

ア 県内の事務所等に常勤の技術者 (測量業務、土木関係建設コンサルタント業務又は地質調査業務に従事している者で1年以上の実務経験を有する者をいう。以下同じ。) を20名以上有すること。

イ 技術士法 (昭和58年法律第25号) 第6条の規定により実施される第二次試験 (技術部門を建設部門又は総合技術監理部門とするものに限る。以下「技術士試験」という。) に合格し、かつ、同法第32条第1項の規定による登録を受けている常勤の技術部門の要員を30名以上有すること。

(6) 県内に事務所等を有しない者にあつては、(5)のイに掲げる基準を満たしていること。

(7) 平成7年度以降に業務が完了し、成果品を納入している P C 連続橋の詳細設計 (動的解析を含むものに限る。) 及びくい杭基礎工を有する橋梁下部工<sup>りょう</sup>の詳細設計の業務を元請として実施した実績 (それぞれの詳細設計の業務が別個の契約による場合を含む。) を有すること。ただし、共同企業体の構成員として実施した実績については、代表者として実施したものに限る。

(8) 次に掲げるいずれかの基準を満たす者で、本件業務の実施期間中、管理技術者及び照査技術者として配置できるものを有すること。なお、管理技術者と照査技術者とは、同一の者であつてはならない。

ア 技術士試験に合格し、技術士法第32条第1項の規定による登録を受けている者

イ 社団法人建設コンサルタンツ協会の行うシビルコンサルティングマネージャの資格試験 (技術部門を道路部門又は鋼構造物及びコンクリート部門とするものに限る。) に合格し、その登録を受けている者

## 3 技術資料の作成及び提出

## (1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成17年2月25日(金)から同年3月4日(金)までの間にインターネットのホームページ(<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm>/[nyuusatujouhou/doboku/mokuji.htm](http://www.pref.tottori.jp/nyuusatujouhou/doboku/mokuji.htm))から入手するものとする。ただし、これによりがたい者には、次により交付するものとする。

## ア 交付期間及び時間

平成17年2月25日(金)から同年3月4日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで

## イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係(鳥取県庁本庁舎5階)

鳥取市立川町六丁目176 鳥取県鳥取地方県土整備局総務課(東部総合事務所内)

八頭郡郡家町大字郡家100 鳥取県八頭地方県土整備局総務課(八頭総合事務所内)

倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課

米子市菟町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県土整備局建設総務課

日野郡日野町根雨140-1 鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

## (2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき、作成した技術資料を次により提出するものとする。

## ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

## イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係

## ウ 提出方法

持参すること。

## (3) 技術資料の審査

提出された技術資料を審査し、2に掲げる要件を満たしていることが確認された者は、すべて指名する。

## 4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設業係(電話番号0857-26-7347)とする。

(2) 技術資料が提出されることをもって、提出者に本件入札に参加する意思があるものとみなす。

(3) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(4) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されとは限らない。

(5) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。

(6) 業務内容に関する説明会は、行わない。

(7) 提出された技術資料は、提出者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(8) 技術資料を提出し、2の要件を満たす者が1者のみの場合は、本件入札を中止する。

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年2月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 調達内容

## (1) 借入物品等の名称及び数量

次に掲げる物品の賃貸借及び保守業務

## 東部地区納入分

ア 複写機 (白黒 低速機)	13台
イ 複写機 (白黒 中速機)	17台
ウ 複写機 (白黒 中高速機)	17台
エ 複写機 (白黒 高速機)	12台
オ 複写機 (カラー 黒低速機)	14台
カ 複写機 (カラー 黒中速機)	5台

## 中部地区納入分

キ 複写機 (白黒 低速機)	6台
ク 複写機 (白黒 中速機)	9台
ケ 複写機 (カラー 黒低速機)	4台
コ 複写機 (カラー 黒中速機)	3台

## 西部地区納入分

サ 複写機 (白黒 低速機)	11台
シ 複写機 (白黒 中速機)	5台
ス 複写機 (白黒 中高速機)	6台
セ 複写機 (白黒 高速機)	3台
ソ 複写機 (カラー 黒低速機)	8台

## 東、中、西部地区納入分

タ 複写機 (広幅機 (A0))	4台
チ 複写機 (広幅機 (A2))	4台

なお、括弧内の「白黒 低速機」等の用語は複写機の処理能力を表すものとし、詳細は、入札説明書（機種区分別・地区別入札台数）による。

## (2) 借入物品等の仕様

入札説明書による。

## (3) 契約期間

平成17年4月1日から平成20年4月30日まで

ただし、平成18年度以降において、この公告に示した借入物品等に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、当該契約の全部又は一部を解除できるものとする。

## (4) 納入期限

平成17年4月1日（金）

## (5) 納入場所

入札説明書による。

## (6) 入札書の記入方法等

複写機1台当たりの月額賃借料及び複写に係る片面1枚当たりの保守料の単価（小数点以下第2位までを記載することができる。）を入札書に記載すること。

なお、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成15年鳥取県告示第669号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者

の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格のうち事務・OA機器又はリース、レンタルに係るものを有すること。

(3) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

(4) 平成17年2月25日(金)から同年3月24日(木)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

### 3 契約担当部局

鳥取県出納局集中化推進室

### 4 入札手続

#### (1) 問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県出納局集中化推進室

電話 0857-26-7496

#### (2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成17年2月25日(金)午前9時から同年3月11日(金)午後4時までの間(日曜日及び土曜日を除く。)交付する。

#### (3) 入札説明会の日時及び場所

平成17年3月9日(水)午後1時30分

鳥取県庁第23会議室(鳥取県庁第二庁舎7階)

#### (4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)に限ることとし、(1)の場所に郵送すること。

#### (5) 入札及び開札の日時及び場所

平成17年3月24日(木)

#### 東部地区納入分

ア 複写機(白黒 低速機) 午前9時00分

イ 複写機(白黒 中速機) 午前9時25分

ウ 複写機(白黒 中高速機) 午前9時50分

エ 複写機(白黒 高速機) 午前10時15分

オ 複写機(カラー 黒低速機) 午前10時40分

カ 複写機(カラー 黒中速機) 午前11時05分

#### 中部地区納入分

キ 複写機(白黒 低速機) 午前11時30分

ク 複写機(白黒 中速機) 午前11時55分

ケ 複写機(カラー 黒低速機) 午後0時20分

コ 複写機(カラー 黒中速機) 午後0時45分

#### 西部地区納入分

サ 複写機(白黒 低速機) 午後1時40分

シ 複写機(白黒 中速機) 午後2時00分

ス 複写機(白黒 中高速機) 午後2時20分

セ 複写機(白黒 高速機) 午後2時40分

ソ 複写機(カラー 黒低速機) 午後3時00分

#### 東、中、西部地区納入分

タ 複写機 (広幅機 (A0)) 午後3時20分

チ 複写機 (広幅機 (A2)) 午後3時40分

鳥取県庁第23会議室 (鳥取県庁第二庁舎7階)

郵便による入札書の受領期限は、アからチまでに掲げる借入物品すべてについて、平成17年3月23日(水)午後5時までとする。

#### 5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成17年3月11日(金)午後4時まで提出しなければならない。

#### 6 入札保証金及び契約保証金

##### (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札説明書に記載する方法に従って計算した年間賃借料(以下「年間賃借料」という。)及び入札説明書に示す複写見込枚数に複写に係る片面1枚当たりの保守料の単価を乗じて計算した年間保守料(以下「年間保守料」という。)の合計額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

##### (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として年間賃借料及び年間保守料の合計額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

#### 7 その他

##### (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

##### (2) 契約書作成の要否

要

##### (3) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で年間賃借料及び年間保守料の合計額の最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

##### (4) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

##### (5) 手続における交渉の有無

無

##### (6) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ この公告に示した借入物品等に係る平成17年度の予算が成立しなかったときは、入札を行わない。

## 8 Summary

( 1 ) Nature and quantity of the products to be purchased : Lease and maintenance business of copying machines,

- a. Black and white low speed machine(East region),13set
- b. Black and white middle speed machine(East region),17set
- c. Black and white a little high speed machine(East region),17set
- d. Black and white high speed machine(East region),12set
- e. Color low speed(black) machine(East region),14set
- f. Color middle speed(black) machine(East region),5set
- g. Black and white low speed machine(Central region),6set
- h. Black and white middle speed machine(Central region),9set
- i. Color low speed(black) machine(Central region),4set
- j. Color middle speed(black) machine(Central region),3set
- k. Black and white low speed machine(West region),11set
- l. Black and white middle speed machine(West region),5set
- m. Black and white a little high speed machine(West region),6set
- n. Black and white high speed machine(West region),3set
- o. Color low speed(black) machine(West region),8set
- p. Wide format machine(A0),4set
- q. Wide format machine(A2),4set

( 2 ) Time - limit for submission of documents for qualification confirmation : 5 : 00 PM.11, March, 2005

( 3 ) Time - limit for submission of tenders

- a. 9 : 00AM. 24 , March , 2005
- b. 9 : 25AM. 24 , March , 2005
- c. 9 : 50AM. 24 , March , 2005
- d. 10 : 15AM. 24 , March , 2005
- e. 10 : 40AM. 24 , March , 2005
- f. 11 : 05AM. 24 , March , 2005
- g. 11 : 30AM. 24 , March , 2005
- h. 11 : 55AM. 24 , March , 2005
- i. 12 : 20PM. 24 , March , 2005
- j. 12 : 45PM. 24 , March , 2005
- k. 1 : 40PM. 24 , March , 2005
- l. 2 : 00PM. 24 , March , 2005
- m. 2 : 20PM. 24 , March , 2005
- n. 2 : 40PM. 24 , March , 2005
- o. 3 : 00PM. 24 , March , 2005
- p. 3 : 20PM. 24 , March , 2005
- q. 3 : 40PM. 24 , March , 2005

(Time - limit for submission of tenders by registered mail:5:00PM.23, March,2005)

( 4 ) Contact Point for the notice : Accounting Division , Bureau of the Administrative Efficiency Promotion Tottori Prefectural Government 1 - 220 Higashi - machi Tottori - shi 680 - 8570 Japan TEL : 0857 - 26 - 7496